

三重県原子爆弾被爆者等健康診断実施要領

(目的)

第1 この要領は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号以下「原爆援護法」という。）第7条の規定に基づき、厚生省令の定めるところにより、被爆者（健康診断受診者証保持者を含む。以下「被爆者等」という。）に対して行う健康診断の実施に関する方法等について定めるものである。

(実施主体)

第2 実施主体は、三重県とする。

(実施対象者)

第3 この要領により、健康診断を受けることができる者（以下「受診対象者」という。）は、次の各号に該当する者で、県内に住所を有するものとする。

- (1) 原爆援護法第1条に規定する被爆者
- (2) 原爆援護法施行規則附則（平成7年厚生省令第33号）第2条第4項に規定する健康診断受診者証の交付を受けた者（特例受診者）

(健康診断の種類と内容)

第4 健康診断の種類は、定期健康診断及び申請による健康診断とする。

- (1) 定期健康診断は、年2回定期的に実施する。
- (2) 申請による健康診断は、受診対象者の希望により、年2回まで受診することができる。また、そのうち1回をがん検診とすることができる。

2 各健康診断の種類とその検査内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般検査（定期及び申請による健康診断の場合）

一般検査においては、次の各号に掲げる検査を行うものとする。ただし、⑦及び⑧に掲げる検査は、医師が必要と認める場合に限り、行うものとする。

 - ① 視診、問診、聴診、打診、及び触診による検査
 - ② CRP検査(CRP定量検査であること)
 - ③ 血球数計算
 - ④ 血色素検査
 - ⑤ 尿検査
 - ⑥ 血圧測定
 - ⑦ AST検査法、ALT検査法、 γ -GTP検査法による肝臓機能検査
 - ⑧ ヘモグロビンA1c検査
- (2) がん検診（申請による場合）

がん検診においては、次の各号に掲げる検査を受診対象者からの申請により、各検診種目を年1回を限度として実施するものとする。

 - ① 胃がん検診
検診内容は、問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかとする。
 - ② 肺がん検診
検診内容は、問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診とする。ただし、喀痰細胞診は、問診の結果、医師が必要と認める者に対して行うものとする。
 - ③ 乳がん検診
検診内容は、問診、視診、触診及び乳房エックス線検査とする。なお、視診及び触診は推奨しないが、仮に実施する場合は、乳房エックス線検査と併せて実施すること。
 - ④ 子宮がん検診
検診内容は、問診、視診、内診、子宮頸部の細胞診、コルポスコープ検査及び子宮体部の細胞診（子宮内膜細胞診）とする。ただし、コルポスコープ検査及び子宮体部の細胞診は、問診等の結果、医師が必要と認める者に対して行うものとする。
 - ⑤ 多発性骨髄腫検診
検診内容は、問診及び血清蛋白分画検査とする。
 - ⑥ 大腸がん検診
検診内容は、問診及び便潜血検査とする。

(3) 精密検査（定期及び申請による健康診断の場合）

精密検査においては、次の各号に掲げる検査の範囲内で、必要と認められるものを実施するものとする。

- ① 骨髄造血像検査等の血液の検査
- ② 肝臓機能検査等の内臓の検査
- ③ 関節機能検査等の運動器の検査
- ④ 眼底検査等の視器の検査
- ⑤ 胸部エックス線撮影検査等のエックス線検査
- ⑥ その他必要な検査

（実施機関）

第5 健康診断を実施する機関（以下「受診機関」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 定期及び申請による一般健康診断は、県が委託する受診対象者の最寄りの医療機関とする。
- (2) 申請によるがん検診は、県が委託する医療機関とする。
- (3) 上記(1)及び(2)の結果、精密検診が必要とされて検診を受ける時は、県が委託する医療機関とする。

（実施方法）

第6 実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 定期健康診断の受診対象者は、保健所長から通知のあった健康診断実施期日に、受診するものとする。
- (2) 申請による健康診断の受診対象者は、申請による健康診断受診申込書（様式第1号）を居住地の保健所に提出し、受診期日の指定を受けて受診するものとする。
- (3) 申請によるがん検診の受診対象者は、申請による健康診断受診申込書（様式第1号）を居住地の保健所に提出し、受診対象者が希望する委託医療機関に原子爆弾被爆者がん検診依頼票（様式第2号の1～6）を提出し、受診するものとする。

（費用の負担）

第7 県は、健康診断等に要する費用の額を、厚生労働省の定める額の範囲内において、負担するものとする。

（費用の請求）

第8 実施医療機関は、健康診断終了後速やかに被爆者等健康診断請求書（様式第3号の1～3）を、受診対象者の居住地の保健所に請求するものとする。

- 2 保健所長は、各月10日までに請求のあったものについてはその月の末日までに、11日以降に請求のあったものについては翌月の末日までに支払うものとする。

（検査後の指導及び記録）

第9 実施医療機関は、健康診断に関する記録を被爆者手帳、健康診断受診者証に記入するとともに、検査の結果治療を要する者に対しては、適切な指導を行うものとする。

- 2 実施医療機関は、原爆援護法施行規則第11条第2項の規定による健康診断に関する記録を健康診断個人票（様式第4の1～3号）に記録し、5年間保存するものとする。
- 3 実施医療機関は、健康診断個人票（様式第4の1～3号）の写しを、受診者の居住地の保健所へ提出するものとする。

（実績報告）

第10 保健所長は、健康診断の実績を上半期、下半期に分けて報告するものとする。（様式5の1～2号）

附則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、平成16年4月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

この要領は、平成18年4月24日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

この要領は、平成20年5月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。